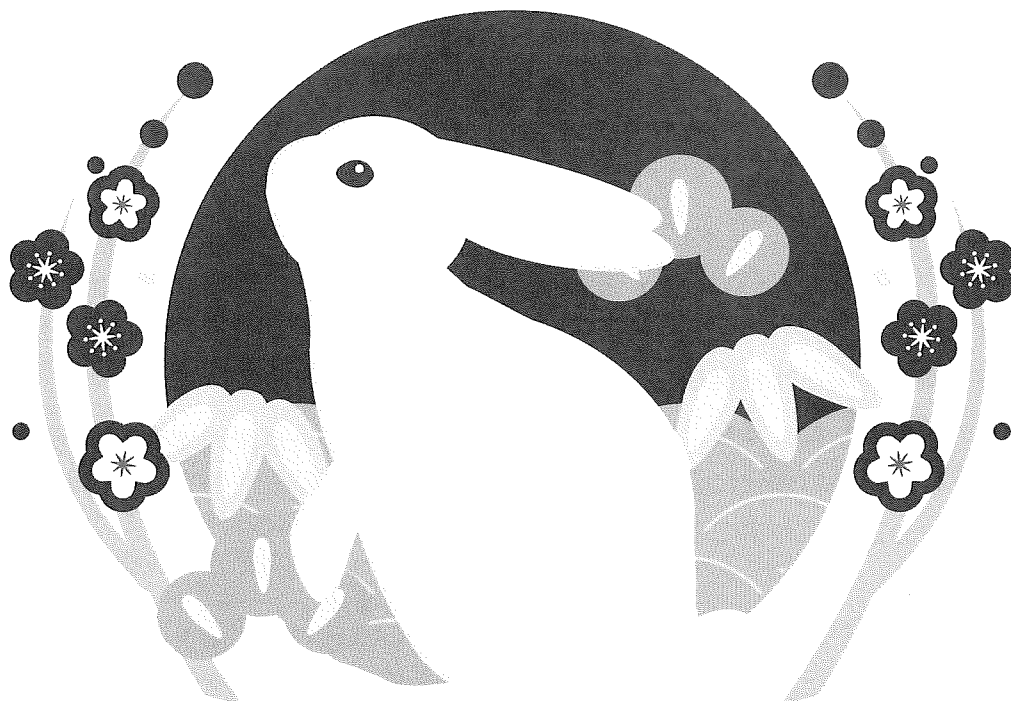


大森間税会報

2023.1 第209号



■目 次

年頭のごあいさつ	2
大森間税会長 小宮山 宜 克	
大森税務署長 潮 見 宏 文	
「税とのふれあい」令和4年度 納税表彰式	3
令和4年の主な行事（報告）	4
令和5年度税制及び執行に関する要望書の要旨	5



あけましておめでとうございます



新年のご挨拶

大森間税会

会長 小宮山 宜 克

皆様、新年明けましておめでとう御座います。

本年が、皆様にとって素晴らしい年になります事をご祈念申し上げます。

昨年は、コロナも一瞬落ち着いたかに見えましたが、BA.5、BQ.1.1と更なる変異により感染者数の増加がみられ、第8派の到来と昨年同様にコロナに明け暮れる日々で御座いました。また、ロシアのウクライナ侵攻に伴う経済情勢の悪化による物価の高騰と大変な思いをされお過ごしのこととご推察申し上げます。

この様な情勢の中でしたが、二年間開催出来ませんでした「税を考える週間」に税務6団体共催で実施して居ります「OTAふれあいフェスタ」に於いての税金クイズ、署主催の朗峰会館で執り行われました「納税表彰式」を滞りなく開催出来ました。また、コロナ禍におきましても継続実施してまいりました「税の標語」を大田区内11校の小学校のご協力を得て1,365句、前年度を100句あまり上回る標語が集まりました。その標語の内11句を選定させて頂き、各小学校の受賞者へ賞状並びに記念品をお届けする事が出来ました。選ばせて頂いた11句を同封いたして居りますので、ご覧頂ければ幸いと存じます。

今年（令和5年）は、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」登録申請受付が、3月で締め切れ、10月1日から「インボイス制度、開始」となります。会員の皆様には、お早めに申請登録をお済ませ頂きます様御願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。



年頭のご挨拶

大森税務署長

潮 見 宏 文

新年明けまして、おめでとうございます。

令和5年の年頭に当たり、謹んで御挨拶を申し上げます。

旧年中は、小宮山会長をはじめ大森間税会の皆様におかれましては、日々の業務や会活動等で御多忙のところ、税務行政の円滑な運営に対し、深い御理解と多大なる御支援を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

さらに、税の標語の募集・表彰活動に際しましては、精力的に募集活動を行うほか、入選作品に関するポスターを新規に作成するなど、税の普及活動を積極的に行っていただき、皆様のご労苦に心から御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、3月に新型コロナウイルス感染症関連の政府の行動制限が解除され、OTAふれあいフェスタでの税金クイズの実施や納税表彰式など、各種行事を3年ぶりに行うことができ、大変喜ばしく思います。

本年においては、10月から、いよいよインボイス制度が開始します。会員の皆様におかれましても、制度開始に向けてのご準備等、よろしくお願いいたします。

まもなく、令和4年分の所得税、消費税等（個人事業者）及び贈与税の確定申告の時期を迎えます。大森税務署といたしましては、確定申告の最重要課題として、e-Taxの利用拡大、特に「スマートフォンによる申告」を推進しておりますので、会員の皆様をはじめご家族や従業員の皆様への周知をお願いいたします。

併せて、振替納税やダイレクト納付等の「キャッシュレス納付」につきましても、是非利用をお願いいたします。

結びに当たりまして、大森間税会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心より祈念申し上げまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

令和4年度 納税表彰式

～ 11月16日 郎峰会館にて 5名の方が受彰される～

11月16日、大森税務署・大森税務六団体共催による令和4年度納税表彰式と祝賀会が3年ぶりに池上の朗峰会館において基本的な感染対策を実施した上で開催されました。

表彰式は、大田都税事務所所長・大田区長はじめ多くのご来賓をお迎えして、厳粛に挙行されました。

ここでは当会に関わる受彰者の芳名をご紹介します。おめでとうございます。

受彰者のご紹介（大森間税会関係）

大森税務署長感謝状受彰 清水 久栄 殿（理事）

東京国税局長表彰受彰 森川 伸也 殿（副会長）

大森間税会会長表彰受彰（順不同） 株式会社 リサイクル・ネットワーク 大久保茂忠 殿
DRIVE NET 株式会社 片倉 義智 殿
税理士法人 おおた総合会計事務所 音田 崇幸 殿



税理士法人おおた 総合会計事務所 音田 崇幸		インフィニティ 税理士法人 清水 久栄	東京都大田都税 事務所所長 土屋 信三	大森税務署 副署長 川島 伸一	大森税務署 副署長 保谷 達彦	大森税務署 総務課長 今福 貴文	大森税務署 法人統括官 玉木 邦和	大田区長 松原 忠義	株式会社リサイクル・ ネットワーク 大久保 茂忠	DRIVE NET 株式会社 片倉 義智
大森間税会 名誉会長 佐川 黎二		大森税務署長 潮見 宏文	大森間税会 会長 小宮山 宜克	東京国税局長表彰 受彰者 森川 伸也						

◆◆◆◆◆ 令和4年の主な行事（報告） ◆◆◆◆◆

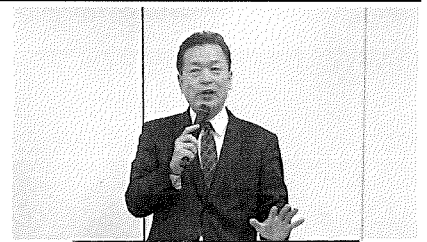
月 日	行 事 内 容	会 場 他
1月 25日	大森間税会報 207 号発行	広報委員会
1月 25日	大森税務六団体長協議会	大森法人会館
2月 8日	定例理事会・新年会 中止	たか濱
4月 1日	消費税に関するアンケート調査実施	大森間税会会員
5月 18日	定例理事会	大森法人会館
5月 27日	大森税務六団体長協議会	大森法人会館
6月 1日	大森間税会 第 65 回定例総会	Luz 大森
6月 24日	大田区内小学校 11 校「税の標語」募集	各小学校
7月 28日	大森税務六団体長協議会	大森法人会館
8月 30日	定例理事会	大森法人会館
9月 20日	大田区内小学校 11 校「税の標語」収集	各小学校
9月 26日	「税の標語」選定会	大森法人会館
9月 25日	大森間税会報 第 208 号発行	広報委員会
10月 24日	大森税務六団体長協議会	大森法人会館
11月 5日	大森税務六団体共催 OTA ふれあいフェスタ	平和島競艇場
11月 6日	広報活動・税金クイズ等を実施	平和島競艇場
11月 8日	消費税インボイス制度の研修会	Luz 大森
11月 16日	令和 4 年度納税表彰式	池上本門寺朗峰会館
12月 9日	「税の標語」表彰	各小学校

※このほか各委員会は随時開催

大森法人会第三支部合同研修会

「インボイス」制度！準備段階で押さえておきたい基礎知識やポイント

11月8日、大森法人会第三支部と合同でインボイス制度の研修会を実施しました。講師として前大森税務署長名取和彦先生にお話しいただきました。質疑応答も活発に行われ有意義な研修会であったと思います。（参加人数 26 名）



第 11 回 大森・相模原間税会 合同ゴルフコンペ

日増しに秋も深まる中、10月25日（火）津久井湖ゴルフ倶楽部で交流及び会員同士の親睦など穏やかな雰囲気の中行われました。（参加人数 24 名）

次回開催は、4月18日（火）津久井湖ゴルフ倶楽部でおこなわれます。参加希望の方は、ゴルフ部長川崎（携帯 090-4935-3926）さんにお問い合わせをお願いします。



OTA ふれあいフェスタ

令和4年11月5日（土曜日）・6日（日曜日）に開催された OTA ふれあいフェスタで、恒例となる大森税務六団体共催の税金クイズが出展され、大森間税会はその主幹事を務めました。コロナの影響が残りふれあいフェスタの規模が縮小されているにも関わらず、天候に恵まれ多くの参加者が来場くださりまして、税金クイズの会場も大変活況でした。朝には、今か今かと最初の開場を待ちわびる親子の姿が何組もありました。例年通りクイズの内容は難しいものとなっていて、会場では「ムムッ」と頭をひねって固まってしまった大人や、「うーん」と首をかしげて考えているお子さんが多く見受けられました。あるお子さんが採点をしてもらって、親御さんよりも自分の点数の高いと分かったと「ワーイ」と大喜びし「ありがとうございました！」と元気にお礼を言われたので、採点者も釣られて笑顔になりました。皆さまご来場とご参加ありがとうございました。



全国間税会総連合会意見要望要旨

令和5年度税制及び執行に関する意見要望書が令和4年7月全間連より財務大臣はじめ関係諸庁に提出され、その実現方を要請いたしました。その要旨は次のとおりです。

1-1 社会保障・税一体改革の推進と行財政構造の徹底した見直し

社会保障・税一体改革における社会保障制度の改革を推進するとともに、行財政構造などの徹底した見直しを行い、歳出削減に努めるべきである。

1-2 新型コロナウイルス感染症による経済的被害者等への必要な対策の実施と財政健全化施策の検討

「新型コロナウイルス感染症」による経済的被害者等に対しては、今後とも必要な対策を実施するとともに、「新型コロナウイルス感染症」対策として発行された莫大な新規公債等により、財政は更に悪化していることから、日本経済の回復状況等を注視しながら、中長期的な視点に立った検討を進め、財政健全化の道筋を示すべきである。

2. 消費税に関する事項

(1) 消費税の公平で合理的な制度の構築と安定した税制

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となっていることから、公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

(2) 軽減税率の対象範囲の見直し

今後の消費税率の引上げは「社会保障と税の一体改革」の観点から行われていることに鑑みれば、軽減税率の対象範囲は極力限定すべきであり、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」は、その対象から除外すべきである。

(3) 仕入税額控除

令和5年10月1日から導入するとされている「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」は我が国の社会経済構造に馴染まないことや、新型コロナウイルスの感染等の影響により、日本経済がこれほどまでに落ち込むとは想定できなかったこと等から、令和5年10月以降も請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」を継続適用すべきであり、それが困難な場合にはインボイス制度の導入時期を延期すべきである。

(4) 簡易課税制度の簡素な仕組みの維持

軽減税率導入による複数税率制度の下でも、中小事業者の事務負担を考慮して設けられている「簡易課税制度」については、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

(5) 任意の中間申告

滞納の未然防止等の観点から、中間申告を年3回又は年11回の選択ができるようにすべきである。

(6) 中間申告制度の見直し

滞納の未然防止等の観点から、中間申告制度の基準について全体的な引下げを検討すべきである。

(7) 輸出物品販売場における免税制度の高度化

令和4年度の改正において、免税対象者が見直しされることとなり、手続きの一部がデジタル化されることとなったことは、免税手続を向上させる望ましい改正であると評価している。

一方で免税購入品の確認と判断が免税店に委ねられており、免税手続の更なる簡素化と免税店の税務リスク軽減に繋がるような処置を行うべきである。更に更新制の導入等により、許可された免税店の適正管理が行われ、分かり易い制度運用に繋がるような措置を行うべきである。

3. 個別消費税に関する事項

(1) 石油関連諸税と消費税

石油関連諸税については、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。

(2) 自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税の是正

自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税措置を、自動車用燃料の天然ガス又は天然ガス自動車等に対して認められている減免措置と同様の措置にすべきである。

(3) 印紙税の抜本的な検討

平成25年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充及び領収書に係る免税点引上げが行われた。今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化等を図る観点から、課税範囲、免税点、税率等のあり方などについて、廃止を含めた抜本的な検討を行うべきである。

4. 執行に関する事項

(1) 税務執行体制の充実化

消費税の重要性は益々高まってきていることに鑑み、執行当局における消費税の相談・指導・調査体制の充実に、引き続き、努められたい。

特に、軽減税率制度の実施やインボイス制度の導入により、増加する相談件数などに適切に対応できるよう、相談窓口などの充実化に努めるべきである。

(2) 課税の適正化と課税処理の統一化

軽減税率制度の実施やインボイス制度の導入に伴い、税率の適用誤りや区分経理による税額計算、更にはインボイスの発行などに誤りが生じないように、引き続き、軽減税率制度やインボイス制度に関する広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示・情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

(3) 消費税に関する広報活動の強化

最も大きな税収をもたらす基幹税である消費税については、軽減税率制度が導入されるとともに、令和5年10月からインボイス制度が導入されるなど、新たな制度に改組されるとともに、広く国民に深く係わる税制であることから、国民のより深い理解を得るための広報・周知に更に努めるべきである。

(4) 租税教育の推進

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

(5) 消費税の滞納整理の優先的、重点的な取組み

消費税率の引上げや新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年度の消費税の滞納残高が21年振りに増加に転じたこと等を踏まえ、消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

(6) 総額表示義務の適正化を図るための行政指導の充実

「総額表示義務に関する消費税法の特例措置（平成25年10月1日から令和3年3月31日まで適用）」が令和3年3月末の期限を持って失効され、4月1日以降、消費者へ販売する場合の価格表示については、「消費税法に規定する総額表示規定」が適用されることとなったことは高く評価している。

しかしながら、総額表示の実態を見ると、必ずしも消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示になっているとは認められないものが散見される。

消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示に関するガイドラインは、既に消費者庁が作成し、公表しているものの、事業者における理解や、その実効性が確保されていない状況にある。

また、全国間税会総連合会が会員を対象にして令和4年4月に実施した「総額表示義務に関する評価・見方」に関するアンケート調査結果では、全体の54%の方々が「消費者が税込価格を一目で分かるような表示になっていないものが散見されるため行政指導を徹底すべきである」と回答している。

したがって、消費者庁と連携しつつ、速やかに総額表示の実態を把握し、改善が必要とされる事業者の関係業界等を通じて、改善指導を早急に実施すべきである。

5. マイナンバー制度の普及拡大等

平成28年1月から利用が開始されたマイナンバー制度については、引き続き、適正利用に努めるよう周知するとともに、普及拡大に取り組むべきである。

従業員の退職金準備は 東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

- この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
- ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>

賃貸オフィス、月極・一時駐車場



株式会社 東 辰

代表取締役 小宮山 宜克

〒143-0023 東京都大田区山王 2-8-26

TEL 03-3772-6690
FAX 03-3772-6646

車で山王へお越しの際は、当社有料駐車場をご利用ください！



株式会社 共栄物流サービス

通販 BPO・フルフィルメント・ソリューションサービス

通販総合支援サービスとしてさらなる価値の拡大を目指していきます

- 本社 〒143-0016 東京都大田区大森北 1-32-1 ウェリスシティ大森タワー2505
- 品川センター 〒140-0012 東京都品川区勝島 1-4-11 東京倉庫（株）勝島倉庫 B206
- 東京オフィス・東京FC 〒140-0012 東京都品川区勝島 1-4-3 大井2号倉庫5F

TEL 03-3298-0405 FAX 03-3298-0402

<https://www.kyoei-butsuryu.com/>



営業
品目

圧力自動制御スイッチ・真空自動制御スイッチ
油圧自動制御スイッチ



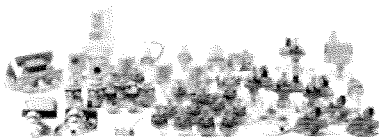
株式会社 三和電機製作所

〒143-0027 東京都大田区中馬込3-5-1

電話 03 (3772) 6111(代表) FAX 03 (3772) 6119

E-Mail : sales@sanwa-hs.co.jp

URL : <http://www.sanwa-hs.co.jp>



租税全般の申告手続き及び相談・財務全般

森永 優子税理士事務所

税理士 森 永 優 子

事務所 東京都大田区大森北1-15-14
第11三井ビル5F

TEL(03)3762-5756
FAX(03)3762-5758



インフィニティ税理士法人

代表社員
税理士

清水 久 栄

〒143-0015 東京都大田区大森西1丁目4番14号
☎03-3766-6747 FAX03-3768-4661

税理士法人

おとだ総合会計事務所

公認会計士・税理士・社会保険労務士・行政書士

代表社員副所長

音田 崇 幸

本 社 東京都大田区中馬込1丁目1番17-103号
☎03-2776-5561 FAX03-3776-5563

美しい時を刻むために

時計は時間を計るだけのものではありません。

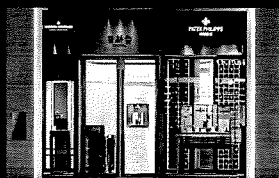
人生のステップごとに、世代を超えて、

見て触れてワクワクするタカラモノです。

日新堂は1892年創業以来、

お客さまのタカラモノを

まごころ込めてご提供してまいりました。



銀座本店

東京都中央区銀座7-9-13

(銀座7丁目中央通り)

03-3571-5611 (代表)

【営業時間】月～土 10:00～20:00 /
日・祝 10:00～19:30


PATEK PHILIPPE
GENEVE
AUTHORIZED RETAILER


VACHERON CONSTANTIN
GENEVE



大阪ヒルトンプラザ店

大阪府大阪市北区梅田2-2-2

ヒルトンプラザ ウェスト1階

06-6345-2211

【営業時間】11:00～20:00


PATEK PHILIPPE
GENEVE
AUTHORIZED RETAILER

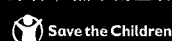

ORIGINAL

銀座 日新堂
GINZA NISSHINDO
SINCE 1892



〈AJHH 日本正規高級時計協会加盟店〉新宿京王店 / JR京都伊勢丹店 / 札幌丸井今井店 / 熊本鶴屋店

www.nsdo.co.jp ※状況により、営業時間が変更になる場合がございます。事前にお問い合わせ下さい。



発行日 2023年(令和5年)1月25日
発行者 大森間税会長 小宮山 宜 克
編集人 広報委員長 中西 亮

事務局 〒143-0016 東京都大田区大森北 1-32-1-2505
株式会社 共栄物流サービス 内
TEL 090-3203-5468 FAX 03(3298)0402

税の標語 大森税務署 署長賞授与式

令和 3 年 12 月 9 日

応募総数 1,272 句の中から、優秀作品 11 句を選出。その中の 1 句 池上小学校 佐藤 天香さんが「大森税務署 署長賞」に選ばれました。

令和 5 年 12 月 9 日 学校を訪問し、大森税務署長より直接 佐藤 天香さんに賞状並びに記念品の授与が執り行われました。

授与式 池上小学校 校長室に於いて



小宮山会長・佐藤 天香さん・潮見署長



裏面に、優秀作品を掲載しています

令和四年度

税の標語

優秀作品

税金で

大田区長賞

支えるみんなの

良いくらし

大森第四小学校 趙 語晨

税おさめ

明るい社会へ

導びこう

大森第一小学校 田中 里奈

優秀賞

税金は

大田区教育長賞

明るい未来の

種となる

山王小学校 野田 悠太

税金を

しっかりと払って

人助け

中富小学校 和田 あかり

優秀賞

縁の下

大森税務署長賞

支える税に

金メダル

池上小学校 佐藤 天香

税金で

明るい未来

つくり出そう

入新井第二小学校 田中 樹奈

優秀賞

税を知る

大森間税会長賞

心がつくる

ゆたかな社会

入新井第四小学校 大野 瑛斗

税金は

みんなのための

悪いことには

使わない

大森東小学校 北村 未海

優秀賞

税金は

全間連入選

みんなの暮らし

守るもの

入新井第五小学校 狩野 心花

Congratulations!

局間連入選

税金は

みんなを支える

パートナー

大森第三小学校 西澤 零